うちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{14} ＝ 0.024

AG_{15} ＝ 0.024

AG_{16} ＝ 0.025

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.014

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

AH_n　単独林道及びふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AI_9 ＝ 0.005

AI_{10} ＝ 0.000

AI_{11} ＝ 0.000

AI_{12} ＝ 0.000

AI_{13} ＝ 0.000

AJ_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 9 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策の

うちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AI_{14} ＝ 0.023

AI_{15} ＝ 0.024

AI_{16} ＝ 0.025

AI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

AI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AI_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AI_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

AJ_n　単独林道及びふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AK_9 ＝ 0.005

AK_{10} ＝ 0.000

AK_{11} ＝ 0.000

AK_{12} ＝ 0.000

AK_{13} ＝ 0.020

AL_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 8 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策の